

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会
社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変
更の認可(債権保全措置等に係る規定整備)について
(諮問第 1 1 6 6 号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	2 5
3	申請概要	2 6
4	審査結果	3 1
5	参考資料	3 3

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成19年5月22日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会

主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成19年2月26日付け諮問第1166号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる。
 - ・ 第75条の3第1項第1号において、接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を本号の対象外とする趣旨を明確にすること。（考え方6）
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する。（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）
 - ・ 総務省においては、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、運用開始後2年間、定期的（四半期ごと）にNTT東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じること。また、当該期間が経過した時点において、引き続き検証を行うことの必要性の有無について改めて検討を行うこと。（考え方2、8、20）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
 に関する接続約款の変更案への意見及びそれに対する考え方(案)
 (債権保全措置等に係る規定整備)

【総論】

意見 1	再意見 1 変更案におおむね賛成。	考え方 1
-	○ 変更案におおむね賛成いたします。 (個人)	-
意見 2 わずかな貸倒れのために多くの事業者に高額の前託金を求めることは、バランスを欠いている。変更案が認可された場合の影響についても十分検討されるべき。	再意見 2	考え方 2
○ 本件約款の変更が認可された場合、資金調達力が弱い中小規模の事業者を中心に相互接続の開始・維持に多大な影響が生じる一方で、NTT東西は接続料の貸倒れの現状や深刻度合いについて具体的な説明を十分しておらず、接続事業者(ひいては競争や新事業の創出により便益を受ける国民全体)およびNTT東西に与える影響について比較衡量がなされていません。そもそも接続料会計における貸倒れの率は非常に低率(2003(平成15)~2005(平成17)の各年度の平均が東日本で約0.013%,西日本で約0.012%)です。既存の制度下でも一般的な民間企業と比較しても十分高い回収率をすでに達成しているのであって、残る僅少な貸倒れのために多くの事業者に対し高額の前託金を求めることは明らかにバランスを欠き、デメリットばかりが目立ちます。本件認可の検討にあたっては、NTT東西の接続会計に与える影響だけでなく、変更案が認可され実際に施行された場合の影響についても十分検討されなけれ	○ 数百ある当社との接続事業者様において、年に延べ数百件の支払遅延が発生しており、平成19年度においては十億円程度の巨額の貸倒が発生する見込み(※)となっている等、当社の債権保全に係るリスクは現実のものとなっており、支払を怠るおそれがある事業者様に対して債権保全措置をとらせていただくことが必要であると考えます。 なお、今回の規定変更においては、担保措置を求める場合であっても、その対象は支払いを怠るおそれがある事業者様に限定しており、担保措置の水準も必要最小限としております。 (NTT東日本、NTT西日本) ※ NTT東日本、NTT西日本の各々において、十億円程度発生の見込み。	○ 接続事業者が債務の支払を怠るおそれがある場合において、当該接続事業者の債務の履行を担保することを目的として当該接続事業者に対し前託金等により債務の履行の担保を求めることは、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保する観点から妥当と考えられる。 しかしながら、NTT東西が債務の履行の確保のために講じる措置が接続事業者の事業に及ぼす影響等にかんがみ、総務省においては、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について定期的(四半期ごと)にNTT東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じることが適当である。 なお、当該債権保全措置は1年間を運用基準としていることを踏まえ、上記の検証は運用開始後2年間実施することとし、当該期間が経過した時点において引き続き検証を行うことの必要性の有無について、総務省において改めて検討を行うことが適当である。

<p>ばなりません。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会) (ISP12社連名)</p> <p>○ 数十あるNTT東西との接続事業者のうち、事業撤退等の理由により、債務不履行に陥ったのは、ごく少数であるのに、接続約款に規定して他の電気通信事業者に対して債権保全を確保しようとする蓋然性がNTT東西殿にはないと思います。</p> <p>(KVH)</p>		<p>○ なお、預託金の水準についての意見に対する考え方は、「考え方12」及び「考え方14」に示すとおりである。</p>
<p>意見3 債権保全に関するガイドラインでは、債権保全方式は当事者間の協議に委ねられるとあるが、今回の変更により、NTT東西の債権保全の条件に従うことが優先され、協議が後回しになる。また、電気通信事業者へのあっせん又は仲裁の申請には期間がかかるため、NTT東西の条件に合意せざるを得ない。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 新規参入事業者に対して、NTT東西殿は設備面のボトルネックを有する事業者ですが、さらに相互接続サービスに関する費用面でのボトルネック事業者にもなります。債権保全に関するガイドラインでは、「債権保全の方式は、基本的には当事者間の協議に委ねられる。」とありますが、今回の接続約款の変更により、NTT東西殿が認可申請した債権保全の条件(預託金等)に従うことが最優先になり、当事者間の協議は後回しになります。</p> <p>なお、これに不服である場合は、電気通信事業紛争処理委員会へあっせん又は仲裁の申請をすることができるとありますが、この手続きに係る処理時間が追加されるため、設備建設工事の申し込みにおいては、定期申込時期に合わせ</p>	<p>—</p>	<p>○ 今回の変更案のうち、第75条の3第1項各号については、債務の支払を怠るおそれがあると判断することにつき合理的理由があると考えられるものについて列挙したものであり、NTT東西から請求があれば、接続事業者は債務の履行の担保を要することとなるが、接続事業者が第75条の3第1項各号のいずれにも該当する事実がないことを示し、そのことが確認できた場合には債務の履行の担保を要しないこととされている。それ以外の場合(第75条の2)については、債務の履行の担保の必要性について当事者間で協議した上でその要否を決定することとなる。</p> <p>したがって、接続事業者は、債務の履行を怠るおそれがなく、預託金の預入れ等が不要と考える場合にあっては、その合理的な根拠を示すなど必</p>

<p>るため、（遅延すると不定期の工事になり、工事単価が割高になります）、NTT東西殿が求める工事費等の前払い(預託金)に合意せざるを得ない実情があります。</p> <p>（フュージョン・コミュニケーションズ）</p>		<p>要な情報提供を行うことが円滑な協議に資するものとする。</p>
<p>意見4 第一種指定電気通信設備を設置する事業者のみが接続を強要されているわけでないのに、何故NTT東西だけが改正を行うのか。今回の接続約款の変更に反対。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 本接続約款の変更の趣旨が必ずしも明確でないことを申し上げたいと思います。NTT東西殿が、昨今の電気通信事業者の事業からの撤退のために、接続料金の貸し倒れが発生したため、今後、そのような事態が起きないようにするため、接続約款に所要の改正をし、債権保全措置を講じるためであると推定できます。しかし、なぜ、NTT東西殿だけがこのような改正を行わなければならないのか合理的な説明が不足しています。電気通信事業法第32条によれば、「電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、同条で列挙された場合を除きこれに応じなければならない」と規定されており、指定電気通信事業者のみが接続を原則、強制されているわけではありません。よって、債権保全を図るべきなのは、NTT東西殿だけではなく他の電気通信事業者も同様であると考えられるのに、接続約款に規定することにより、債権保全について一種の強制力を担保しようとする方法には異論がありますので、今回の接続約款の変更に反対いたします。</p> <p>（KVH）</p>	<p>○ 昨今の電気通信市場の急激な変化や競争の激化等により、接続事業者様が経営破綻して接続料が回収不能となる事例が発生している現状に鑑み、ご意見のとおり、当社を含む各電気通信事業者が債権保全を図っていく必要があるものと認識しております。総務省殿が策定された「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」（以下「債権保全ガイドライン」）も同じ認識に立つものと理解しております。当社は、第1種指定電気通信設備を設置する事業者として、多数の接続事業者様と公平・迅速・円滑な接続を実現することを要請されているものと認識しており、債権保全措置について接続約款に規定することは、これに資するものと考えます。</p> <p>また、当社以外の事業者様におかれましても、必要により各事業者様の接続約款又は相互接続協定等に規定することにより、同様の措置が可能になるものと認識しております。</p> <p>（NTT東日本、NTT西日本）</p>	<p>○ NTT東西については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者として、電気通信事業法第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更に当たっては総務大臣の認可を受けなければならないことから、今回認可申請が行われているものである。</p> <p>NTT東西以外の電気通信事業者については、必要に応じ、総務大臣への認可申請を行うことなく接続約款又は相互接続協定の変更を行うことが可能である（ただし、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣への接続約款の事前届出が必要。）。</p>

1 債務の履行の担保措置に関する規定の見直し

(1) 債務の履行の担保(第75条の3)

① 接続に関し負担すべき債務の履行の担保(第75条の3第1項)

意見5-1 預託金の預入れを要する場合の基準が義務的接続の約款として不相当。	再意見5	考え方5
<p>○ 変更案第75条の3第1項は、預託金の預入れを要することとなる場合の基準が義務的接続の約款として不相当であること(特に、第75条の3第1項4号については、基準の明確性および債権保全ガイドライン(「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」)において例示する水準を大きく上回る水準である点の双方において)から、原案での認可には反対いたします。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会) (ISP12社連名)</p>	<p>○ 第75条の3(債務の履行の担保)第1項各号に該当する場合には、支払いを怠るおそれがあることが合理的に判断できることから、担保措置の請求にあたり、接続事業者様との協議等を経る必要はないと考えます。</p> <p>ただし、接続事業者様が第75条の3第1項各号のいずれにも該当しないとする合理的根拠を示し、当社がそのことを確認できた場合には、担保措置を要しないこととします。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 第75条の3第1項各号に掲げる場合は、いずれも債務の支払を怠るおそれがあると判断することにつき合理的理由があると考えられる。また、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」(以下「債権保全ガイドライン」という。)2(2)2)における例示は一例であると記載しているとおり、それ以外の合理的な場合を排除するものではない。</p> <p>したがって、同項各号のいずれかに該当する場合には、NTT東西の請求により債務の履行の担保を要すると規定することは、一定の合理性が認められる。</p> <p>なお、接続事業者側が第75条の3第1項各号のいずれにも該当する事実がないことを示し、そのことが確認できた場合には、債務の履行の担保を要しないものと考えられる。</p>
<p>意見5-2 第75条の3第1項各号のいずれかに該当すると自動的に債務の履行の担保を要するとの規定は不相当。</p>	<p>○ ウィルコム殿及びフュージョン・コミュニケーションズ殿の意見に賛同します。</p> <p>接続約款に示された基準のいずれかに該当した場合に、機械的に担保措置を求めることは適切ではなく、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」にあるとおり、債務の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を相手事業者へ示した上で、相手事業者との協議プロセスを設けるべきと考えます。</p> <p>第一種指定電気通信事業者による恣意的な運用を排除する意味においても、事業者間で協議することを要する旨の明確化を図ることが重要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>○ 第75条の3第1項各号のいずれかに該当すると「債務の履行を担保することを要する」と機械的・画一的に適用され、それを期日までに履行しないと接続停止も可能となり、NTT東西殿が一方的に有利な規定です。この決定までには当事者同士の協議プロセスが存在することを明確にしてください。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>

○ 担保措置を行なう場合は、接続事業者との協議を行ない、反証を提出する機会を設けるべきと考えます。また、協議の結果、債務不履行リスクがないことを接続事業者が示した場合、もしくは過去の取引状況に照らして該当事由が軽微な場合等が示された場合は、適用除外とすべきと考えます。

例：他の格付機関において一定以上の格付けを取得している場合

例：過去に滞納が発生していない事業者が、事務処理の関係上、わずかに支払期限を超えた場合

(ウィルコム)

○ 接続申込者の個別の事象も考えられることから、各条件の一に該当することをもって、自動的に債務の履行の担保を要する規定は適切でないと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見5-3 第75条の3第1項の基準は、NTT東西の判断基準が尊重され過ぎており、接続事業者の意見を尊重するよう変更すべき。

○ 変更案第75条の3第1項に列挙されている事項について異論がありません。本項は、NTT東西の判断基準があまりに尊重され、接続事業者の意見を聞くことがなく一義的に債権保全を求めることになっており、不当ですので少なくとも該当接続事業者の意見を尊重するよう記述を変更すべきであると考えます。

(KVH)

意見6 第75条の3第1項第1号の「接続に関し負担すべき金額について過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったことがあるとき」については、単なる事務処理上の遅延等の場合は対象にしないことを明確化すべき。	再意見6	考え方6
<p>○ 変更案第75条の3第1項1号において、預託金の預入れを要することとなる場合の基準として「接続に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったことがあるとき」との条項がありますが、実際には接続事業者の資金繰りの悪化等によるものではなく、NTT東西からの請求書の未着、さまざまな請求書がばらばらに送付されることによる事務上の行き違いも懸念されます。過去の約款改定の際に、情報通信審議会が支払方法について改善を求めた点についても何ら改善されていません。このため、「(ただし、催告を受け直ちに支払いを行った場合を除きます。)」等の規定を設けていただきたいと思います。(理由)</p> <p>接続料および工事料については、所管の各支店や部署ごとからばらばらに送付されており、相互接続の形態によっては非常に多数の請求書が送付されることとなります。また、送付方法も普通郵便であり、請求書の未着も実際に生じているところです。</p> <p>接続料の支払いについては、接続事業者からの不満・苦情が寄せられているところであり、例えば、NTT東西が2004年(平成16年)4月13日申請した接続約款改定の際に情報通信審議会が意見募集を行った際には、イー・アクセスから、NTT東西からの請求</p>	<p>○ 請求書発行に係る当社の事務処理誤り等当社の責めに帰すべき事由により支払期日までに支払できなかった部分については、第72条(料金等の支払い)の規定により、支払遅延には該当しません。</p> <p>また、支払い方法に関するご指摘については、ご要望のあった事業者様には、当社指定口座への直接入金方法に変更させていただいており、請求書がばらばらに送付されているというご指摘については、事業者様からのご要望を踏まえ、DSL、ダークファイバ等の請求について、各支店からの請求を当社本社からの一括請求に変更させていただくなど改善に努めているところです。</p> <p>○ 第75条の3(債務の履行の担保)第1項第1号の要件に該当した場合であっても、例えば、長期間に亘り滞りなく接続料金の支払いを行っている事業者様に対して、事務処理の誤り等により数日の滞納が発生したことのみに基づいて担保措置を要することとする等、一般商慣行に鑑みて著しく不当と考えられる場合には担保措置を請求しない考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 接続に関し負担すべき金額を支払期日までに支払わなかったことにつき接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合については、実質的にみて債務の支払を怠るおそれがあるとはいえないと考えられることから、本号の対象外とする趣旨を明確にするよう、文言を修正することが適当である。</p> <p>また、接続事業者の事務処理上の遅延やミスにより支払が遅延した場合であっても、実質的にみて債務の支払を怠るおそれがあるとはいえないことが確認できたときは、債務の履行の担保を要しないと判断することが適当である。</p> <p>なお、NTT東西においては、事務上の行き違い等が生じないように、接続事業者側からの要望等を踏まえつつ、引き続き支払方法の改善に努めることが適当である。</p>

書は各支店及び項目毎に毎月200件以上もあり、業務上の負担が著しいこと、接続料金の支払いに、窓口支払いだけでなく口座引き落とし等の方法を追加するよう意見が提出され、審議会においても「NTT東西において、銀行等への支払方法を可能にするよう速やかに措置を講じる必要がある。」との考え方が示されております。しかしながら、この点については何ら改善されるに至っておらず、事務上の行き違いにより「未払い」と扱われる懸念は解消されないことから、最低限これらの点が改善されるまでは、催告を受けてなお支払えなかった場合でなければ強硬な措置を講じることはできない規定としていただきたいと存じます。

(日本インターネットプロバイダー協会)
(ISP12社連名)

- 単に事務処理上の遅延やミスにより支払いが遅れた場合については、信用不安とは性質が異なるはずなので、実質的には除かれるものと理解します。実際の状況も考慮し、協議により両社の合意を前提に運用が行われるべきと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- 事務処理等のミスにより、支払期限をごくわずかに超過する場合もありうると考えます(当該事象は、NTT東西殿が債務者の場合でも起こりうるものと考えます)。このような事例においては、重大な債務不履行リスクがあるとは考えられませんが、本規定では同様の扱いになっております。

(ウィルコム)

<p>意見7 第75条の3第1項第3号については、一時的な債務超過もあり、過去の支払実績や将来の債務不履行のリスクを考慮すべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 直近の決算において債務超過であるときとあるが、直近が債務超過であれば、必ずしも債務超過に陥るわけではなく、むしろ過去の支払いの実績(履行遅延や不完全履行の有無)を考慮すべきですので、削除をお願いします。</p> <p>(K V H)</p> <p>○ 新規事業者や事業拡大期においては、一時的な債務超過が発生する可能性があります。この場合、当該企業の加入者数の伸び等を考慮し、将来的な債務不履行リスクを判断することが必要であると考えます。</p> <p>(ウィルコム)</p>	<p>○ 債権保全ガイドラインにおいても規定されているとおり、直近の決算において債務超過であるとき(第75条の3第1項第3号)を、支払いを怠るおそれの有無を判断する場合の客観的指標とすることは合理的であるものと考えます。</p> <p>また、担保措置は今後発生する債務不履行に備えるものであることから、仮に、過去において債務不履行がなかったとしても、支払いを怠るおそれ(債務超過)がある場合に担保措置を要するとすることは当然のことであるものと考えます。</p> <p>なお、債務超過が一時的なものか否かを判断することは困難であり、担保措置の要否は、現に債務超過であるか否かによって判断することが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 直近の決算書類において債務超過に陥っている場合に債務の支払を怠るおそれがあるとして債務の履行の担保を要するとすることは、一定の合理性が認められる。</p> <p>なお、接続事業者が債務超過でないことを示し、そのことが確認できた場合には、債務の履行の担保を要しないものと考えられる。</p>
<p>意見8—1 第75条の3第1項第4号の基準(「支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当」)の設定をNTT東西のみに委ねると恣意的な運用が可能であることから、不適當。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 第75条の3第1項第4号では、NTT東西殿が指定する信用評価機関において支払いを怠るおそれがあるものとして別に定める基準に該当するときとあるが、NTT東西殿の信用評価機関の選定基準に合理性があるか疑問ですので削除すべきであると考えます。</p> <p>(K V H)</p>	<p>○ 信用評価機関の評価においては各機関によって様々な表現が用いられていることから、接続約款において特定の表現に限定することは困難であるため、電気通信事業法施行規則第23条において接続の義務を負わないこととされている「支払いを怠るおそれがある」という表現を使用することとしたものです。</p> <p>なお、債権保全ガイドライン公表時に示された総務省殿の考え方においても、「第三者機関</p>	<p>○ NTT東西が別に定める基準については、「債務の支払いを怠るおそれがあるとき」との限定が付されており、接続約款上必要と考えられる水準は担保されていると認められることから、接続約款で限定された範囲内において、個々の信用評価機関の名称、評価基準等の実際の運用にわたる部分について別途定めるとすることについては、一定の合理性が認められる。</p> <p>なお、債務の支払を怠るおそれがあるかどうか</p>

○ 第75条の3第1項第4号の基準（「支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当」）の設定をNTT東西のみに委ねることは適切でなく、約款上対象となる事業者が際限なく広がる可能性を有しますし、各事業者において予見性がありません。あくまでも第1号、第3項のように客観的かつ外形的に判断できる基準とすべきであり、原案のまま認められるべきではありません。運用でカバーするのであれば、予定されている運用を約款に盛り込み、必要な時点で変更すればよい。第75条の3第1項第4号の基準はガイドラインの例示（「債務不履行に陥るおそれが極めて高い」）を大きく超えるもので、妥当ではありません。

（日本インターネットプロバイダー協会）
（ISP12社連名）

○ NTT東西殿が指定する信用評価機関の評価にはそれぞれ特徴があると思われ、その選定や基準をNTT東西殿が指定できますので、その恣意的な運用が可能です。

（フュージョン・コミュニケーションズ）

○ 「当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとする」基準については、別に定めるものがあるとされており、接続約款上具体的な記述がされていない。これらの内容については、NTT東西のWebページにて公表されることとされているが、第一種指定電気通信事業者の恣意的運用への懸念を排除する観点から、接続約款において明確に規定され、厳格に審査されることが適切であると考えます。

（ソフトバンクグループ）

による評価の表記の仕方は様々であり、債務の支払いを怠るおそれがあると判断される場合として本ガイドラインで挙げた例以外のものを排除するものではない。」とされており。

○ 当社としては、接続条件の仔細全てを接続約款に規定しなければならないものではなく、接続にあたって必要となる基本的な条件を接続約款に規定しておくものと考えており、今回もそのように規定しております。

第48条の3（情報の提出）第2項で提出を求める情報の詳細や、第75条の3（債務の履行の担保）第1項第4号で指定する信用評価機関及び信用評価機関の評価方法といった細目については、事業者様向けに公表した上で公平に取り扱う考えです。

○ 支払いを怠るおそれの有無を判断する場合の客観的指標として信用評価機関の信用評価を活用することについては、債権保全ガイドラインにおいても規定されているところです。信用評価機関の選定にあたっては、一般に広く利用されている信用評価機関や格付機関を利用する考えであり、また、当該機関の信用評価には当社の恣意が入る余地もないため、客観的指標としての妥当性を欠くことはないものと考えます。

なお、「支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準」については、当社において過去に貸倒が発生したケース及び第75条の3第（債務の履行の担保）第1項第1号から第3号に該当する事例が発生したケース等の実績に基づいて設定する考えであり、このような方法で当社が基準を定めることは合理的であると考えます。

（NTT東日本、NTT西日本）

かの判断に当たって信用評価機関の評価は、債権保全ガイドラインにおいても、債務の支払いを怠るおそれがあるかどうかを判断するための客観的な指標の一つとして例示しているところである。

○ NTT東西が指定する信用評価機関の評価に関して別に定める基準が、支払いを怠るおそれがあるとはいえない場合を含むことにより、接続の業務において不当な運営を行っていると思われるときは、電気通信事業法第29条第1項第11号の規定に該当し、業務改善命令の対象となり得る。

したがって、総務省においては、考え方2に示したとおり、NTT東西による債権保全措置の運用状況について検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じることが適当である。

なお、NTT東西が別に定める基準については、その細目を接続事業者向けに公表した上で、接続事業者に対して誠実に説明する必要がある。

<p>意見 8-2 第 75 条の 3 第 1 項第 4 号により N T T 東西が別に定める信用評価機関の基準については、接続事業者も含めた検討や総務省によるチェックが必要。</p>		
<p>○ 評価機関の評点については、評価基準・方法が必ずしも明らかではないため、接続事業者向け説明会を行い、今回設定された基準が妥当なものであるか、接続事業者も含めて検討を行なうことが必要であると考えます。</p> <p>(ウィルコム)</p> <p>○ 別に定める事項として公表する事項（信用評価機関の基準）についても、総務省による定期的な内容のチェックが必要と考えます。</p> <p>○ 「当社が別に定める基準」について、接続申込者にとって過度に不利益な内容が定められたり、接続義務に反するなどの問題があれば、事業法上の適切な対応を要望します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見 9 第 75 条の 3 第 1 項第 4 号の信用評価機関の信用評価で一つの評価機関の評点のみが基準を下回ることをもって、直ちに担保措置を求めることは不適当。</p>	<p>再意見 9</p>	<p>考え方 9</p>
<p>○ また 1 の機関の 1 の基準に該当した場合ではなく、複数の信用評価機関が同様の結果を示した場合にその対象になるにしても、不払い実績がない事業者に対して必要以上の経済的な負担を求めることにならないことを要望します。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 信用評価機関の信用評価は、公表された資料</p>	<p>○ 「支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準」については、当社において過去に貸倒が発生したケース及び第 75 条の 3（債務の履行の担保）第 1 項第 1 号から第 3 号に該当する事例が発生したケース等の実績に基づいて設定する考えであり、このような方法で当社が基準を定めることは合理的であると考えます。</p> <p>また、信用評価機関として一般に広く利用</p>	<p>○ 信用評価機関の評価を複数定める場合において、各評価機関の評価基準がいずれも「債務の支払いを怠るおそれがある」と判断することが合理的と判断されるものであるときは、接続事業者の評価がそのいずれか一つに該当すれば債務の支払を怠るおそれがあると判断することについては、一定の合理性があると認められる。</p>

<p>等を中心に行なわれるものであり、格付け取得等に比べて、対象企業の詳細な分析が行なわれているものではないと考えております。また、信用評価機関により、評価が異なる場合も存在いたします。したがって、一つの評価機関の評点のみが基準を下回ることをもって、直ちに担保措置を求めることは、一面的なものであると考えます。</p> <p>評価機関の評価が一つでも下回った場合に自動的に適用するのではなく、逆に、一つ以上の評価機関の評価が基準を上回っている場合は適用除外にすべきと考えます。</p> <p>(ウィルコム)</p>	<p>されている信用評価機関や格付機関を利用することは合理的であり、当該機関の信用評価には当社の恣意が入る余地もないため、この点からも客観的指標としての妥当性を欠くことはないものと考えます。</p> <p>従って、複数の信用評価機関を利用する場合にそれらのそれぞれ合理性のある基準のうちの一つに該当するときは、当社としては、支払いを怠るおそれがあると判断せざるを得ないものと考えます。</p> <p>なお、評価基準については、事業者様向けに公表した上で公平に取り扱う考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見10 第75条の3第1項第4号に規定する信用評価の取得費用は、指定電気通信設備管理部門の費用として接続料金等に反映されることから、一律に利用するのではなく、費用を最小限にするよう運用すべき。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ 評価機関を利用する費用については、指定電気通信設備管理部門の費用として接続料金等に反映されるものと理解しております。したがって、一律評価機関を利用するのではなく、財務諸表等に基づき一次判断を行い、必要な場合のみ評価機関を利用する等、費用を必要最小限にするよう運用すべきと考えます。</p> <p>(ウィルコム)</p>	<p>○ 当社は、適切な債権保全措置を行うために当社が必要と判断する範囲において信用評価機関の評価結果を入手する考えです。</p> <p>支払いを怠るおそれの有無を判断するにあたって、財務諸表等の情報と信用評価機関の信用評価は、相互に代替するものではなく並列的に用いるものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 信用評価の取得費用は、NTT東西の第一種指定電気通信設備管理部門の費用として接続料金に反映されることにかんがみ、NTT東西にあっては、債務の支払を怠るおそれがないとの判断ができないなど、必要な場合に評価結果を取得することとすることが適当である。</p>
<p>意見11 第75条の3第1項第6号に「その他前号各号に準ずる合理的な事由があるとき」とあるが基準がはっきりしないため、削除すべ</p>	<p>考え方11</p>	<p>考え方11</p>

<p>き。あるいは、具体的に想定している項目があれば、個別事由を号として規定すべき。</p>		
<p>○ 「その他前各号に準ずる」との規定では、基準がはっきりせず、接続事業者不利益が生じるおそれがあるので、削除すべきと考えます。</p> <p>なお、具体的に想定している項目があるのであれば、接続事業者があらかじめ認識できるよう、個別事由を切り出して号として規定すべきと考えます。</p> <p>また、「合理的な事由」の規定を残す場合に、立証責任は、NTT東西側にあると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 第75条の3（債務の履行の担保）第1項第6号に該当するものとしては、接続事業者様において法令違反等により企業の存続に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合等が考えられますが、支払いを怠るおそれがある状況全てについて列挙することは困難であるため、「その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき」との規定を設けているものです。</p> <p>この規定に該当する場合を含め担保措置を求める場合には、第75条の3第6項に規定するとおり、当社から当該事業者様に対して、担保措置を要する理由を通知することとしております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 第6号の「その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき」については、第1号から第5号までの事由とおおむね同様の内容であることが合理的と判断される場合に限られる。</p> <p>なお、第6号に基づいて債務の履行の担保を請求するときは、第75条の3第6項の規定により、NTT東西よりその事由が書面により通知されることとされており、接続事業者は、NTT東西から提示された事由が前各号に準ずる合理的な事由に該当するとはいえないと考えるときは、紛争処理手続を利用し、その合理性を争うことも可能である。</p>

② 履行を担保すべき債務の額(第75条の3第2項)

<p>意見12-1 第75条の3第2項の預託金の水準は新規参入阻止や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念される。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ 今回の変更で具体化した預託金等の水準（最大4か月分）は、新規参入阻止や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念されます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>○ 当社の接続約款において、月ごとの接続料債務の履行を担保するためには少なくとも4か月分に相当する額の担保措置が必要となると考えますが、接続申込者様から合理的理由をお示しいただいた場合には履行を担保すべき額を減額する旨、第75条の3（債務の履行の担保）第2項において規定しているところであり、相殺により当社の債権が確実に保全される場合もこれに含まれます。</p> <p>しかしながら、相殺により当社の債権が確実に</p>	<p>○ 接続事業者からNTT東西に対する網使用料の支払が原則として利用月の翌月末払いとされていること、接続停止予告通知までの期間、接続停止予告期間（30日）、接続停止までの期間、接続解除までの期間（定額制の網使用料の場合）等を考慮すると、従量制・定額制いずれの場合も3か月分の預託金ではカバーできず、4か月程度の不履行債務が発生すると見込まれることから、網使用料について担保を要する債務の額を4か月分相当と</p>
<p>意見12-2 4か月分の預託金は最大限の額であり、減額が可能となる等の減額規定を明記すべき。</p>		

○ 4か月分の費用の預託金は最大額である筈です。その減額規定を合理的な理由と一言で片付けることなく、当事者間に債権の相殺を可能とする等の接続事業者の預託金を最小とする等の減額規定を明記してください。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

○ 本変更案では預託金は想定される負担額の「4か月分に相当する額」に変更すべきと考えます。協定解除までいならず継続を前提とする場合等にはその負担の適正性から、実際に支払いを要することとなる金額や事業者間の具体的な取引実態によって決められるべきと考えます。特に、反対債権の有無、実態としてどちらの事業者に債権額が多いのか、2社間相互の支払い遅延及び過去の実績（支払い遅延が発生していないなど）等を勘案し、総合的に判断する必要があると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見12-3 第75条の3第2項の履行をすべき債務の額は、相殺を実施し、純債務の額のみについて担保すべきと規定すべき。

○ 最後に、第75条の3第2項の履行を担保すべき債務の額は、接続事業者との債権債務において同等額での相殺を実施し、純債務の額のみについて担保すべきと規定するのが妥当であると思いますのでご再考をお願いします。

(KVH)

○ 「(接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理

に保全されるためには、接続申込者様が相殺の対象となる債権を相殺前に譲渡するなど担保機能を失わせることがないこと、接続申込者様の債権額が担保機能を果たす程度に安定的に推移すること等を個別に確認させていただく必要があることから、一律にその要件を規定することは困難であり、個別に合理性を判断させていただくことになるものと考えます。

(NTT東日本、NTT西日本)

するとの規定は、必要最小限のものとして一定の合理性が認められる。

○ 接続事業者から預託金の減額について合理的な理由が提示されたときは、NTT東西においては、第75条の3第2項の規定により、預託金の額を減額することが適当である。

なお、第75条の3第2項かっこ書に例示されている前払いのほか、反対債権との相殺についても預託金の減額事由となり得るが、その合理性は個別に判断せざるを得ないと考えられる。

また、接続事業者から提示された減額理由については、NTT東西においてその合理性を判断することとなるが、接続事業者はNTT東西の判断が合理的なものでないと考えるときは、紛争処理手続を利用し、その合理性を争うことも可能である。

<p>的であると当社が判断した場合は減額するものとします。) 」とありますが、両社において債権が発生する場合は、相殺分を減額した正味固定資産額を算定の基準とすることを例示として明記すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見 1 3 担保措置は、月ごとに想定される負担額の 4 か月分となっているが、網使用料は接続停止以後は発生しないため、接続停止までの期間分とすることが適当。</p>	<p>再意見 1 3</p>	<p>考え方 1 3</p>
<p>○ 担保措置は、月ごとに想定される負担額の 4 か月分となっておりますが、網使用料については、接続停止以後は発生しないため、接続停止までの期間分とすることが適当であると考えます。</p> <p>(ウィルコム)</p>	<p>○ 従量制の網使用料については、接続停止以後は発生しませんが、滞納料金についての支払いの催促や支払意思の確認、協議、接続停止予告、接続停止等に必要な期間を考慮すると、現実には少なくとも 4 か月程度の網使用料が発生するものと考えております。</p> <p>(NTT 東日本、NTT 西日本)</p>	<p>(上記に同じ)</p>
<p>意見 1 4 網改造料を協定が消滅するとした場合に負担すべき金額を含めることは、預託金の額が不相当に高額になるおそれがあり、原案での認可に反対。「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備についての答申」で示された考え方にも沿わない。</p>	<p>再意見 1 4</p>	<p>考え方 1 4</p>

<p>○ 預託金の額に「協定消滅を仮定した場合の費用」を含めることは、預託金の額が不相当に高額になるおそれがあり、小規模事業者には新たな参入障壁以外の何ものでもなく、新事業の創生にも影響が懸念されることから、原案での認可には反対いたします。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会) (ISP12社連名)</p> <p>○ 「協定が消滅とするとした場合に負担すべき網改造料に相当する額」の担保が必要とされておりますが、接続開始当初に本規定が実施された場合は、実質的に網改造費用の一括前払いと同じ結果となります。これは、現在議論されている「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について答申(案)」に示された「債務不履行リスクを回避するために網改造料の費用回収方法を一括前払いとする必要性は認められない。」(P.24)との考え方に沿わないため、網使用料と同様、数か月分とすることが適当であると考えます。</p> <p>(ウィルコム)</p>	<p>○ 当該答申においては、「網改造料の債務不履行リスクについても、網使用料と同様、預託金等により対応することが可能である。」と示されており、今回の改正内容は答申の規定内容に沿ったものです。</p> <p>網改造料の対象となる機能については、その機能利用により当該事業者様に費用負担いただく額が決定されるため、その額について担保措置を講じていただく必要があります、「数か月分」では担保措置として不十分です。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 網改造料について債務不履行が発生した場合、その額は、協定が消滅した場合に発生する費用相当額となることから、協定が消滅するとした場合に接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額を預託金とすることは、一定の合理性が認められる。</p> <p>なお、第75条の3第2項第2号に規定されているとおり、接続申込者からの網改造料の支払いに応じてその額が減額されるほか、第75条の3第1項各号のいずれにも該当しないことが確認されたときは、預託金は返還されることとなる。</p> <p>○ なお、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(平成19年3月30日)では、網改造料の債務不履行リスクについて、預託金等により対応できることから、費用回収方法を一括前払いに変更することにより対応する必要性は認められないことを指摘したものである。</p>
--	---	--

③ 工事費、手続費等についての担保措置(第75条の3第3項)

<p>意見15 第75条の3第1項各号に該当すると機械的に債務の履行の担保を要することとなり、これを履行しないと接続停止も可能となる。この決定までに当事者同士の協議プロセスがあることを明確化すべき。</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>
---	--------------	--------------

<p>○ 第75条の3第1項各号のいずれかに該当すると「債務の履行を担保することを要する」と機械的・画的に適用され、それを期日までに履行しないと接続停止（第60条）も可能となり、NTT東西殿が一方的に有利なものです。この決定までには当事者同士の協議プロセスがあることを明確にしてください。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>(再意見5と同じ。)</p>	<p>(考え方5と同じ。)</p>
---	-------------------	-------------------

④ 接続協定消滅の際に発生する債務の担保措置(第75条の3第4項)

<p>意見16 第75条の3第4項の「協定が消滅することとした場合において接続申込者が負担すべき費用」を預託金の預入れの範囲に含めると、預託金の額が不相当に高額となる場合がある。また、不意打ち的に預託金を求められる事例も予想されることから不相当。</p>	<p>再意見16</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ 預託金預入れを求める範囲に、「協定が消滅することとした場合において接続申込者が負担すべき費用」（変更案第75条の3第4項）を含めることは、求められる預託金の額が不相当に高額となる場合がある。また、当該費用は設備の転用可否により異なるが、転用可否はNTT東西が随時変更することとなっており、不意打ち的に預託金を求められる事例も予想され、これは事業者の経営の安定性を著しく損なうこととなります。このように大きな問題がありますので、この条項は認められるべきではありません。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>○ 接続事業者様の経営破綻が生じた場合には、網改造料の対象機能に係る費用が回収不能となるため、改正規定における網改造料に係る担保措置については合理的であると考えます。</p> <p>なお、担保措置を求める時点において転用可能な設備については、事業者様の負担に配慮し、転用物品価額を減算することとするものです。</p> <p>また、従来転用可としていた設備を転用不可とすることにより追加の担保措置を要することとなる場合には、転用不可となった旨の通知を行った上で、通常担保措置を請求する場合の期間と同様の期間を設け担保措置を講じていただくこととする考えです。</p>	<p>○ 原状復旧等に要する費用については、協定が消滅した場合に発生する費用相当額となることから、協定が消滅とした場合に接続申込者が負担すべき費用に相当する額を預託金とすることは、一定の合理性が認められる。</p> <p>なお、第75条の3第1項各号のいずれにも該当しないことが確認されたときは、預託金は返還されることとなる。</p> <p>○ なお、転用可否の取扱いの変更については、それが合理的である場合には、転用不可への変更により担保措置を要することとなってもやむを得ないと考えられるが、転用可否の取扱いの変更があり、担保措置を要する額が増加する場</p>

(I S P 1 2 社連名)	(N T T 東日本、 N T T 西日本)	合には、追加的な担保措置が必要となること及びその理由について接続事業者に対し誠実に説明するとともに、担保の履行期日までに適切な期間を設けることが必要である。
------------------	-------------------------	--

⑤ 預託金等の返還等(第75条の3第5項及び第7項)

意見17 預託金の運用益については、預託者に還元されるべき。	再意見17	考え方17
<p>○ 預託金は無利息とされているところ、特に預託金が高額となる場合はその運用益がNTT東西に帰属することは不当利得が生じることになり、また、仮に接続会計に繰り入れて接続料の引下げに回った場合は、預託金を預け入れた事業者とそうでない事業者との間で不公平が生じることになるため、運用益については預託額で比例配分するなどの方法により、預託者に帰属させることが必要と考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会) (I S P 1 2 社連名)</p> <p>○ 本変更案は利子を支払わない規定となっています。4か月分の預託金は、接続事業者にとって相当の金額になります。預託金や銀行による債務保証には、その調達費用が発生しますですのでそれを考慮した金利を付すべきです。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>○ 預託金は債務の履行を担保する目的で預かるものであって、運用を目的に借り入れるものではないことから、利息を付す必要はないものと考えております。</p> <p>なお、金融機関等による債務保証については、当社が現金を預かるものではないことから、金利を付す必要がないものと考えており、このような代替手段を利用することが可能であることに鑑み、金利を付さない規定については特段問題がないものと考えております。</p> <p>また、預託金による担保措置の1形態として、当該事業者様の定期預金に対する質権の設定によることも基本的に許容する考えであり、この場合には当該事業者様に利息が帰属することになります。</p> <p>預託金の件数、金額等の情報開示に関するご意見については、接続料等に直接影響するものではないことから、当該情報を開示する必要はないものと考えます。</p> <p>(N T T 東日本、 N T T 西日本)</p>	<p>○ 預託金に係る利息の取扱いについて法令上明確なルールがあるわけではなく、利息を付さないとする事自体が合理性を欠くとはいえない。</p> <p>なお、NTT東西によれば、NTT東西への預託金については、利息の付されない預金口座において管理しているとのことである。</p>

(2) 債務の履行の担保に係る協議の申入れ(第75条の2)

意見18-1 第75条の2第1項に規定する協議の申入れについては、NTT東西に恣意性を与えるべきでなく「必ず協議を申し入れなければならない」とすべき。	再意見18	考え方18
<p>○ 第75条の2で規定してある協議の申入れですが、NTT東西殿は、「債務の履行の担保に係る協議の申し入れをできる」のではなく、債権保全を行うときは「必ず協議を申し入れなければならない」とすべきです。本件運用についてNTT東西殿に協議をするかどうかについて恣意性を与えるべきではありません。</p> <p>(KVH)</p>	<p>○ 第75条の2(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)の改正については、事業者様への予見性・透明性の確保の観点から、従前からの運用プロセスを明文化するものです。</p> <p>第1項の規定変更については、債権保全ガイドラインにおいても「預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができる。」と規定されており、各事業者が必要に応じて任意に協議を申し入れることができるものであることを明確化するものです。</p> <p>債権保全ガイドラインにおいても「預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができる。」と規定されており、各事業者が必要に応じて任意に協議を申し入れることができるものと考えます。</p> <p>なお、協議を申し入れるにあたっては、各事業者様との取引状況や各事業者様からお示しいただいた資料等を含め総合的に判断させていただくこととなるため、協議申入れの要件を限定的に規定することは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 接続に関して協議を申し入れることは自由であり、協議の中で債務の履行の担保の必要性について話し合うこととなる。</p> <p>なお、債権保全ガイドラインにおいて「預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができる。」との考え方を示している。</p>
<p>意見18-2 第75条の2第1項の「支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないとき」とはどのような状況かを具体的に記載すべき。</p>		
<p>○ 「NTT東西が判断できないとき」とは、どのような状況か。積極的に判断しない場合も含めて、NTT東西殿は、随時債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができることとなります。具体的な事例の記載を要望します。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 「おそれがないと判断できないとき」とすると範囲が広すぎ、接続申込者の予見性を欠くため規定として適切でないと考えます。不必要に解釈の範囲を拡大させ、NTT東西殿による恣意的な運用が行われないよう具体的な判断基準を定めるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		

意見 19-1 債務の履行を怠る危険性については、NTT東西が立証できなければならず、接続申込者に証明を求めることは行き過ぎである。	再意見 19	考え方 19
<p>○ 特に義務的接続にあつては、NTT東西が「債務の履行を怠る相当の危険性」を積極的に立証できなければならぬと考えるべきで、接続事業者が「債務の履行を怠る可能性がないこと」までの証明を求めることは行き過ぎであることを念頭に検討される必要があります。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会) (ISP12社連名)</p>	<p>○ 第2項の規定追加については、第1項の規定に基づき申入れた協議にさえ応じていただけないため又は協議において支払いを怠るおそれがないことを示していただけなかったため、支払いを怠るおそれがあると判断せざるを得ない場合に担保措置を求めていくことを明確化するものです。</p> <p>反対に、協議において支払いを怠るおそれがないと当社が判断できた場合には、当然、担保措置を求めることはありません。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 第75条の2第2項の「支払を怠るおそれがあるとして当社が判断した場合」については、NTT東西は、債務の履行の担保を求めることとされているが、その場合、第75条の3第6項の規定により、NTT東西よりその事由が書面により通知されることとされており、接続事業者は、NTT東西から提示された理由では支払を怠るおそれがあると判断できないと考えるときは、紛争処理手続を利用し、その合理性を争うことも可能である。</p>
<p>意見 19-2 第75条の2第2項では、NTT東西が「おそれがあると判断した場合」債務の履行の担保を求めることができるとされているが、強制力はないと理解。NTT東西による恣意的な運用が行われぬよう要望。</p>		
<p>○ 第2項は、協議が調わない段階でも、「おそれがあると判断した場合」、NTT東西殿が債務の履行の担保を求めることを可能とする趣旨であつて、接続申込者への強制力はないと理解していますが、NTT東西殿により、合理性を欠く恣意的な運用がないよう要望します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ この規定では、協議において接続事業者が反証を提示した場合であっても、NTT東西殿の判断により一方的に担保を求めることが可能となるおそれがあります。従来「負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき」との規定に変更することを要望いたします。</p>		

(ウィルコム)		
意見19-3 第75条の2第2項で、接続申込者が債務の履行の担保を求められた場合、NTT東西の判断に不服がある場合は、電気通信事業紛争処理委員会等のあっせん・仲裁等の手続が可能であると理解。		
○ 接続事業者がNTT東西殿の判断に不服がある場合には、電気通信事業紛争処理委員会等のあっせん・仲裁等の手続が可能であると認識しております。		
(ウィルコム)		

2 情報等の提出等に関する規定整備

(1) 情報の提出(第48条の3)

意見20-1 第48条の3第2項の規定により接続事業者に提出を求める情報の種別は、「別に定める」とされており、接続約款上は具体的な記述がされない。恣意的な運用を排除する観点から、接続約款において明確に規定され、厳格に審査されるべき。	再意見20	考え方20
○ 第48条の3「情報の提出」における接続事業者に求める情報の種別は別に定めるものがあるとされており、接続約款上具体的な記述がされていない。これらの内容については、NTT東西のWebページにて公表されることとされているが、第一種指定電気通信事業者の恣意的運用への懸念を排除する観点から、接続約款において明確に規定され、厳格に審査されることが適切であると考えます。	○ 当社としては、接続条件の仔細全てを接続約款に規定しなければならないのではなく、接続にあたって必要となる基本的な条件を接続約款に規定しておくものと考えており、今回もそのように規定しております。 第48条の3(情報の提出)第2項で提出を求める情報の詳細や、第75条の3(債務の履行の担保)第1項第4号で指定	○ 第48条の3第2項の規定に基づきNTT東西が提出を求める情報として別に定めるものについては、「接続に関して負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報」、「貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すもの」との限定が付されており、接続約款上必要と考えられる水準は担保されていると認められることから、接続約款で限定された範囲内において具体的な情報の内容を別に定める

<p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>する信用評価機関及び信用評価機関の評価方法といった細目については、事業者様向けに公表した上で公平に取り扱う考えです。</p>	<p>ことについては、一定の合理性が認められる。</p>
<p>意見20-2 第48条の3の「当社が別に定める情報」の内容について、総務省のチェックが必要。また、接続申込者に過度に不利益な内容が定められたり接続義務に反するなどの問題があれば、事業法上の適切な対応を要望。</p>	<p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ NTT東西が別に定める情報の内容が、上記の限定を超えて必要とされる以上のものを含むことにより、接続の業務において不当な運営を行っていると思われるときは、電気通信事業法第29条第1項第11号の規定に該当し、業務改善命令の対象となり得る。</p>
<p>○ 別に定める事項として公表する事項（信用評価機関の基準）についても、総務省による定期的な内容のチェックが必要と考えます。</p> <p>○ 「当社が別に定める情報」について、接続申込者にとって過度に不利益な内容が求められたり、接続義務に違反するなどの問題があれば、事業法上の適切な対応を要望します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		<p>したがって、総務省においては、考え方2に示したとおり、NTT東西による債権保全措置の運用状況について検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じることが適当である。</p> <p>なお、NTT東西が別に定める情報の内容については、その詳細を接続事業者向けに公表した上で、接続事業者に対して誠実に説明する必要がある。</p>
<p>意見21 第48条の3の「当社が別に定める情報」には、戦略上の重要事項は含むべきではない。</p>	<p>再意見21</p>	<p>考え方21</p>
<p>○ 「当社が別に定める情報」には、接続申込者の事業計画、契約者見込みなどの戦略上の重要事項は、含むべきでないと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 第48条の3（情報の提供）第2項により接続申込者様に対し提出を要することとする「当社が別に定める情報」については、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものに限定しており、事業計画、契約者見込みは含んでおりません。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>—</p>

4 接続停止等に関する規定整備

(1) 接続の停止の規定の見直し(第60条)

<p>意見22 債務の履行を担保すべき期日はNTT東西が一方的に設定するのではなく、協議を行い接続申込者も対応ができる時期となるように設定されるべき。</p>	<p>再意見22</p>	<p>考え方22</p>
<p>○ 第60条の「当社が定める期日」等としている点について、NTT東西殿によって一方的に設定されると、NTT東西殿と接続申込者の交渉力の差異から、接続申込者に不利な条件下での交渉となるおそれがあると考えます。協議を踏まえ、接続申込者側にも十分な対応ができる時期が設定されるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 「当社が定める期日」については、当社が担保措置を請求してから1か月後(当社と新たな接続を開始する場合の事前調査回答から接続申込までの期間に相当します。)を基本として当社が設定する考えです。なお、期日の設定に際しては、公平性の観点から、個々の事例ごとに大幅に異なる運用を行うことは考えておりません。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 新たな接続を開始する場合の事前調査回答から接続申込までの期間に相当する期間を基準として債務の履行を担保すべき期日を1か月以内とするについては、一定の合理性が認められる。</p> <p>しかしながら、担保を要する額によっては必ずしも新たな接続を開始する場合と同列に考えることが適当とはいえないこともあり得る。</p> <p>したがって、債務の履行を担保すべき期日については、接続事業者に合理的な事情がある場合にはこうした事情にも配慮しつつ設定することが適当であり、そのことが公平性に反すると評価されるものではない。</p>

その他

<p>意見23 本変更案についても、第101条の双務的条件への追加が必要である。</p>	<p>再意見23</p>	<p>考え方23</p>
<p>○ 現行の第101条には(双務的条件)の規定があり、「協定事業者は、(中略)規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。」としています。本変更内容についても、双務的条件への追加が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 今回の接続約款変更については、債権保全ガイドラインの規定を踏まえ、当社の立場において必要と考える債権保全措置を規定するものです。他事業者様は、設定された接続条件等が当社とは異なり、必要となる債権保全措置の内容も異なると考えられることから、各事業者様がそれぞれ自らに適した債権保全措置を採られるべきものと</p>	<p>○ 事業者間の協議は、接続形態や料金の変更など接続に関するものであれば、双方から自由に協議開始を提起できるものである。</p> <p>双務的条件としていなくても、接続事業者から同様の協議を申し入れることは可能である。</p>

○ 今回の債権保全措置に関する規定整備においては、条文の新設が行なわれておりますが、双務的条件を規定する第101条の変更が行われておらず、片務的な規定となっております。相互接続においては、双方の債務が存在するため、下記条文については、双務的条件を担保すべきと考えます。

対象条文	備考
第48条の3 (情報の提出)	条文新設
第75条の2 (債務の履行の担保に関する協議申入れ等)	規定変更 (従来は、 第75条の2 (預託金等))
第75条の3 (債務の履行の担保)	条文新設

(ウィルコム)

考えます。

(NTT東日本、NTT西日本)

○ ウィルコム殿、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。

相互接続において、一般的に双方に債務が存在することを踏まえると、片務的な規定とすることは不適切であるため、第101条についてもあわせて変更されるべきと考えます。

(ソフトバンクグループ)

意見24

再意見24 預託金を負担する必要性もしくは可能性のある接続事業者への還元を目的として、第三者からの問い合わせや苦情等のあっせん仲介の義務を債権保全措置を行う事業者の責務とするよう規則を変更すべき。

考え方24

—

○ 今回の変更案により、預託金を負担する必要性もしくは可能性のある接続事業者への還元を目的として、第三者からの問い合わせや苦情等のあっせん仲介の義務を債権保全措置を行う事業者の責務とする規則の変更を求めます。

○ 接続事業者に関する問合せ、苦情等は、当該接続事業者において対応すべきものであり、御指摘のような義務を債権保全措置を行う事業者の責務とする必要性は認められない。

(個人)

※ 意見の項目名は、申請概要の主な変更内容の項目に沿って記載。

平成19年5月22日

総務大臣
菅義偉 殿

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦

答申書(案)

平成19年2月26日付け諮問第1166号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる。
 - ・ 第75条の3第1項第1号において、接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を本号の対象外とする趣旨を明確にすること。（考え方6）
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）
 - ・ 総務省においては、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、運用開始後2年間、定期的（四半期ごと）にNTT東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じること。また、当該期間が経過した時点において、引き続き検証を行うことの必要性の有無について改めて検討を行うこと。（考え方2、8、20）

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森下 俊三
(以下これらを「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成19年2月19日(月)

3. 実施予定日

認可後速やかに実施

4. 概要

接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがある場合に債務の履行の担保を求めるための規定整備その他所要の整備を行うため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行う。

Ⅱ 主な変更内容

1. 債務の履行の担保措置に係る規定の見直し

(1) 債務の履行の担保（第75条の3）

① 接続に関し負担すべき債務の履行の担保（第75条の3第1項）

次のいずれかの事由に該当し、N T T東西から請求を受けた接続申込者は、預託金の預入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとする。

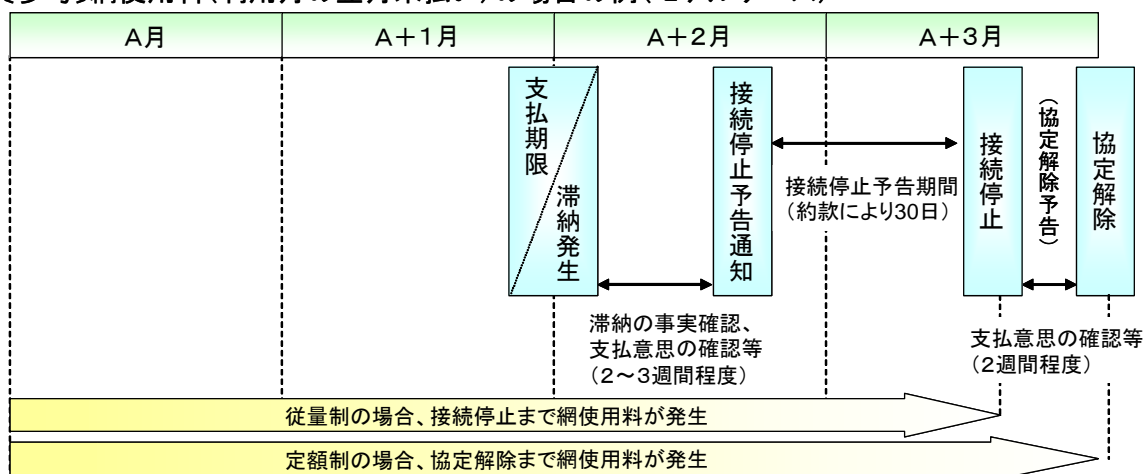
- ・ 過去1年以内に支払期日までに支払を行わなかったことがあるとき
- ・ 期限の利益喪失事由に該当するとき
- ・ 直近の決算において債務超過であるとき
- ・ N T T東西が指定する信用評価機関の信用評価において、支払を怠るおそれがあるものとしてN T T東西が別に定める基準に該当するとき
- ・ N T T東西が求めた情報（貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すもの）の提出に合理的な理由なく応じないとき
- ・ その他これらに準ずる合理的な事由があるとき

② 履行を担保すべき債務の額（第75条の3第2項）

上記①のいずれかの事由に該当することにより接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の額を合計した額とする。

- ・ 接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4か月分に相当する額（ただし、接続申込者より前払等の合理的な理由が提示されたときは、減額するものとする。）
- ・ 接続協定が消滅するとした場合に接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額（接続申込者からの支払に応じて減額する。）

[参考] 網使用料(利用月の翌月末払い)の場合の例(モデルケース)



③ 工事費、手続費等についての担保措置（第75条の3第3項）

上記①のいずれかの事由に該当し、N T T東西から請求を受けた接続申込者は、工事費及び手続費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額について、前払を要するものとする。

④ 接続協定消滅の際に発生する債務の担保措置（第75条の3第4項）

上記①のいずれかの事由に該当し、N T T東西から請求を受けた接続申込者は、接続協定が消滅するとした場合に接続申込者が負担すべき費用（電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額）に相当する額について、その履行を担保することを要するものとする。

⑤ 預託金の返還等（第75条の3第5項及び第7項）

担保措置を要する期間は1年間とし、N T T東西は、期間満了時に①の各事由に該当しないことを確認できたとき、又は接続申込者が①の各事由に該当しないとする根拠を示し、N T T東西がこれを確認できたときは、履行した担保措置が不要となるものとし、預託金の返還等を行うものとする。

ただし、期間満了時に①の各事由に該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を1年間延長するものとし、以後、同様に取り扱う。

なお、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとする。

⑥ 債務の履行の担保を求める理由の通知（第75条の3第6項）

N T T東西は、接続申込者に債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者に対し、その理由を書面により通知するものとする。

（2）債務の履行の担保に係る協議の申入れ（第75条の2）

接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠るおそれがないとN T T東西が判断できないときは、N T T東西は、接続申込者に対して債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとする。

また、接続申込者が当該協議に応じない場合、又は協議の結果債務の支払いを怠るおそれがあるとN T T東西が判断するときは、N T T東西は、接続申込者に対し、上記（1）に規定する担保措置の範囲内で必要な債務の履行を担保するよう求めるものとする。

2. 情報の提出等に関する規定整備

（1）情報の提出（第48条の3）

N T T東西は、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠るおそれがあるか否かを判断するために必要な情報の提出を接続申込者に求めることがあるものとする。

また、当該情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとしてN T T東西が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに提出することを要するものとする。

(2) 守秘義務の規定見直し (第47条)

2. (1) で規定する情報を信用評価機関に開示する場合には、守秘義務の対象から除くこととする。

3. 接続申込等の承諾についての規定の見直し

(1) 接続申込みの承諾 (第22条)

1. (1) ①のいずれかの事由に該当する場合は「接続申込者が接続に関し負担すべき債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき」に該当する（接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除く。）として、NTT東西は接続申込者からの接続申込を承諾しないことを明確化する。

(2) 接続用ソフトウェアの開発の承諾 (第31条)

接続申込者からの接続申込みを承諾しないときは、同時に申し込まれたソフトウェア開発の申込みについても承諾しないことを明確化する。

4. 接続の停止等に関する規定整備

(1) 接続の停止の規定の見直し (第60条)

1. (1) ①のいずれかの事由に該当すること又は協議により約したことによって債務の履行の担保を要することとなった事業者による担保が期日までに行われない場合には、NTT東西が接続を停止することがあるものとする。ただし、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要する場合は、既存の接続を停止することはない。

また、接続申込者は、債務の履行の担保を要する事業者による担保が期日までに行われない等の理由によりNTT東西が接続を停止した場合には、必要となる接続停止費用の概算額の支払を要するものとする。その後、接続停止の解除を求める場合には、接続停止解除費用の概算額の支払を要するものとする（概算額と実績額は追って精算する。）。

※ 接続停止の理由となった事実が存在しないなど、接続停止が専らNTT東西の責めに帰すべき事由によるものであったときは、NTT東西は、発生した損害を接続申込者に賠償することとされている（同条第6項）。

(2) 工事又は手続等の停止及び中止の規定の見直し (第61条の2)

接続申込者から請求された工事又は手続等を停止することがある場合の要件として、債務の履行の担保を要する事業者による担保が期日までに行われない等の場合を追加する。

また、次項5の見直しを受け、接続申込者が債務の履行の担保を要する場合にこれを行わないとき、又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたときは、期限の利益喪失事由に該当するとして、接続申込者から請求された工事又は手続等を停止することがあることを明確化する。

5. 期限の利益喪失に関する規定整備

期限の利益喪失規定の見直し（第72条の2）

接続申込者が期限の利益を喪失し、直ちに料金その他の債務を弁済しなければならぬ場合として、接続申込者が債務の履行の担保を要する場合にこれを行わないとき、又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたときを追加する。

また、期限の利益喪失事由に該当する場合には、以後発生する債務について、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとして扱うことを明確化する。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、
 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13
 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下の
 とおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条（1）ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条（1）イ）	—	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条（1）ウ）	適	接続申込者が債務の履行の担保を要する場合等における接続申込者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条（1）エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条（1）オ）	適	接続申込者が接続の開始に当たって債務の履行の担保を要する場合等の要件、手続等に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路若しくはとう道に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条（1）オ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が接続に必要な装置を電柱等に設置する場合において、①設置に係る手続、②負担すべき金額、③設置の場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条（1）オ）	—	該当事項なし。
8 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条（1）オ）	—	該当事項なし。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4	—	該当事項なし。

第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)		
10 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
11 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
12 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
13 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
15 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)	適	債務の履行の担保を要する場合の要件等、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第12号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	—	該当事項なし。
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	該当事項なし。
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

電気通信事業分野における事業者間接続等に係る 債権保全措置に関するガイドライン

平成 18 年 12 月
総 務 省

1 本ガイドラインの目的

近年、電気通信事業者が経営破綻等により接続料等の債務を履行することが困難となった場合に、当該事業者と接続等を行っている接続事業者等が当該事業者に対する債権を回収できなくなる事例が発生している。

接続事業者等は、債務の履行が確保されない場合、損失の拡大を防ぐため接続等を停止することが考えられるが、接続事業者等がこうした手段を採った場合、相手先事業者はサービスの提供を継続することが困難となり、利用者の利益が阻害されるおそれがあり、そのため接続事業者等が接続停止等を躊躇すれば、結果として接続事業者等の損失が拡大することとなる。

他方、事業者間で相互接続協定を締結する場合等において、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがあるときは、例えば預託金の提供を受けるなどの債権保全措置を講じることにより当該リスクを回避することが可能であるが、預託金等の水準如何によっては新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念される。

こうした事情を踏まえ、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として、本ガイドラインを策定する。

なお、事業者間接続等において債権保全措置を講じるかどうか、またどのような債権保全措置を講じるかについては、基本的には当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、当事者間の協議が調わないなど問題が生じた場合には、個々の事案に応じ、電気通信事業法（以下「事業法」という。）の規定が適用されることとなる。

本ガイドラインは、電気通信事業者が講じる債権保全措置に関連する以下の事業法の規定について、その解釈の参考となるものである。

- ① 電気通信事業者に対する業務の改善命令（事業法第 29 条第 1 項関連）
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が申請した接続約款の変更認可（事業法第 33 条第 4 項関連）
- ③ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出た接続約款の変更命令（事業法第 34 条第 3 項関連）
- ④ 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して当事者が取得し、若しくは

負担する金額又は接続条件その他の細目に関する裁定等¹（事業法第35条関連）

⑤ 電気通信事業者間の設備の共用に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は共用の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第38条関連）

⑥ 卸電気通信役務の提供に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は提供の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第39条関連）

ちなみに、本ガイドラインは事業者間取引に係るものであり、電気通信役務を利用者に提供する際の指針については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（平成16年3月）によるものとする。

2 債権保全の具体的施策

債権保全の具体的施策については、以下のとおり、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方を示すこととする。

なお、本ガイドラインにおける便宜上の定義として、預託金とは、債務の履行がなされない場合に債務の弁済に充てることができるよう、あらかじめ担保として供される金銭を指すものとする。

（1）債権保全の方式

債権保全の方式としては、預託金のほか、金融機関、関連会社等からの債務保証、前払い、当事者双方の債権を相殺する方式等が考えられる。なお、これらはあくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の方式を排除するものではない。また、どのような方式によるかは、基本的に当事者間の協議に委ねられる。

（2）預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項

1) 預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができる。しかし、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがない場合に預託金の預入れ等を求め、相手先事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって接続等を行わないことは、当該相手先事業者に対する不当な差別的取扱いに該当するおそれがあるものと考えられる（事業法第29条第1項関連）。

2) 預託金の預入れ等の要否は、債務の支払いを怠り、又は怠るおそれの有無により判断することとなるが、その有無については、客観的な指標に基づいて判断することが適当と考えられる。具体的な指標としては次のものが考えられるが、これらはあくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の指標を排

¹ 総務大臣による裁定のほか、電気通信事業者間の接続協定の締結に関して、一方当事者が協議に応じず、又は両当事者間で協議が調わなかった場合における協議の開始又は再開に係る命令もこれに含まれる（⑤及び⑥も同様）。

除するものではない（カッコ内は、各指標において債務の支払いを怠るおそれがあると判断される場合の一例）。

ア 過去の支払実績（過去一定期間において支払遅延があった場合等）

イ 信用評価機関、格付け機関等第三者による評価（債務不履行に陥るおそれが極めて高いと評価される場合等）

ウ 財務状況（現に債務超過に陥っている場合等）

なお、こうした指標は、預託金の預入れ等の根拠となるものであることから、あらかじめ当事者間でその内容を可能な限り明確にしておくことが望ましい。

- 3) 相手先事業者との協議において預託金の預入れ等を求める場合には、相手先事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示すことが適当である。また、預託金の預入れ等を求められた事業者は、債務の履行を怠るおそれはなく預託金の預入れ等は不要と考える場合等には、その合理的な根拠を示すなど必要な情報提供を行うものとする。

（3）預託金等の水準

預託金等の水準については、競争阻害の要因とならないよう債権の保全に必要かつ最小限のものとするべきと考えられる。例えば、従量制の接続料の場合であれば、債務の不履行が明らかになってから接続を停止するまでの間に発生することが想定される合理的な範囲内の金額とすることが考えられるが、その内訳は事業者間の取引内容、支払い方法等によって異なるものである。

なお、例えば前払い方式を取り決めている場合や、当事者双方の債権の相殺が可能な場合においては、預託金等の水準を定めるに当たって、当該取決め等も考慮することが望ましい。

（4）その他

- 1) 債権保全措置は債務の履行を確保するために必要最小限のものとするべきと考えられる。このため、一定の事由により債務の支払いを怠るおそれがあると判断し、預託金の提供等を受けた場合において、その後、当該事由が解消されたと判断されるときは、提供を受けた預託金等を返還するものとするのが望ましい。

なお、預託金等の返還に関する取決めは、あらかじめ当事者間で明確にしておくことが望ましい。

- 2) 債権保全の必要性に関する当事者間の協議中における接続、工事の実施等については、個々の事案によって状況が異なることから、一律に考え方を示すことは困難である。しかし、例えば、既に接続等を行っている事業者が新たな機能追加等を申し入れた場合において、当該事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって、現行の接続の停止等を行うことは、不当な差別的取扱いに該当するおそれがあると考えられる（事業法第29条第1項関連）。

3 その他

事業者間の協議が調わなかった場合等における紛争解決の手段としては、総務大臣による裁定等（上記1④～⑥を参照）のほか、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の申請をすることができる（事業法第154条～第157条関連）。



接続約款変更認可申請書

東相制第 06-179 号
平成 19 年 2 月 19 日

総務大臣
菅 義偉 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしや

東日本電信電話株式会社

たかべ とよひろ

代表取締役社長 高部 豊彦

登録の番号及び年月日

第 233 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者が、社団法人情報通信技術委員会(以下「TTC」といいます。)においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)</p> <p>(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき(第72条の2(期限の利益喪失)第1項第1号から第5号又は第8号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第75条の2(預託金等)及び第97条(承諾の限界)において同じとします。)</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p>2～3(略)</p>	<p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者が、社団法人情報通信技術委員会(以下「TTC」といいます。)においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)</p> <p>(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき(第75条の3(債務の履行の担保)第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第97条(承諾の限界)において同じとします。)</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p>2～3(略)</p>
<p>(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)</p> <p>第25条 当社は、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み(加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。)を承諾します(接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者(協定事業者を含みます。以下この節において同じとします。))に通知します。)</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>2～4(略)</p>	<p>(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)</p> <p>第25条 当社は、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み(加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。)を承諾します(接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。)</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>2～4(略)</p>
<p>(接続用ソフトウェアの開発の承諾)</p> <p>第31条 当社は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。</p>	<p>(接続用ソフトウェアの開発の承諾)</p> <p>第31条 当社は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、<u>その申込みに係る第21条(接続申込み)に規定する接続申込みを当社が承諾しない場合を除き、その申込みを承諾します。</u></p>
<p>(守秘義務)</p> <p>第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(6)(略)</p>	<p>(守秘義務)</p> <p>第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>(7) <u>第75条の3(債務の履行の担保)第1項第4号に規定する信用評価機関に、第48条の3(情報の提出)の規定により接続申込者が当社に提出した情報を開示する場合</u></p>

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります。

区 別	期 間
(1) 接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第 47 条（守秘義務）又は第 51 条（維持責任）その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間

2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、接続の停止の 30 日前までに書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を協定事業者へ通知します。ただし、協定事業者の所在が不明（電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。）であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります。その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。

4 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が存在しなかった等専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであったときは、当社は協定事業者に対し、その接続の停止により発生した損害を賠償するものとします。

(情報の提出)

第 48 条の 3 当社は、接続申込者に対して、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるかを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。

2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1) 接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第 75 条の 2（債務の履行の担保に係る協議申入れ）に規定する協議により接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(3) 第 75 条の 3（債務の履行の担保）第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(4) 第 47 条（守秘義務）又は第 51 条（維持責任）その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間

2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の 30 日前までに、接続停止費用（接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）及び接続停止解除費用（接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）の概算額を接続の停止までに通知します。ただし、協定事業者の所在が不明（電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。）であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 協定事業者は、当社が第 1 項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。

4 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります。その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。

5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。

6 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が存在しなかった等専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであったときは、当社は協定事業者に対し、その接続の停止により発生した損害を賠償するものとします。

(工事又は手続き等の停止及び中止)

第 61 条の 2 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第 72 条の 2 (期限の利益喪失) 第 1 項第 1 号から第 5 号若しくは第 8 号に定める事由のいずれかが発生したとき(接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。)は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等(工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修、接続用ソフトウェアの開発、接続に必要な装置等の設置若しくは保守の請負又は接続に必要な装置等の設置に係る周辺設備等の設置若しくは改修をいいます。以下同じとします。)を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

2～4 (略)

5 第 60 条(接続の停止)第 4 項の規定は、第 1 項又は第 3 項の場合に準用します。

(期限の利益喪失)

第 72 条の 2 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第 4 号、第 6 号又は第 7 号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。)は、接続申込者は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

(1) (略)

(2) 接続申込者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3)～(7) (略)

(8) (略)

2 (略)

第 6 節の 2 預託金等

(預託金等)

第 75 条の 2 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

(工事又は手続き等の停止及び中止)

第 61 条の 2 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第 60 条(接続の停止)第 1 項の表中各欄のいずれかに該当するとき若しくは第 72 条の 2 (期限の利益喪失) 第 1 項第 1 号から第 5 号、第 8 号若しくは第 9 号に定める事由のいずれかが発生したとき(接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。)は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等(工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修、接続用ソフトウェアの開発、接続に必要な装置等の設置若しくは保守の請負又は接続に必要な装置等の設置に係る周辺設備等の設置若しくは改修をいいます。以下同じとします。)を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

2～4 (略)

5 第 60 条(接続の停止)第 6 項の規定は、第 1 項又は第 3 項の場合に準用します。

(期限の利益喪失)

第 72 条の 2 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第 4 号、第 6 号又は第 7 号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。)は、接続申込者は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

(1) (略)

(2) 接続申込者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3)～(7) (略)

(8) 接続申込者が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。

(9) (略)

2 (略)

第 6 節の 2 債務の履行の担保

(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)

第 75 条の 2 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

2 接続申込者が、前項に規定する協議の申入れに応じない場合又は前項に規定する協議により接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合(前項に規定する協議により接続申込者が当社に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。)は、当社は、接続申込者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等(当社が承認した者に限ります。以下同じとします。)の債務保証により、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内(次条第 2 項から第 4 項に規定する範囲を超えないものとし、)で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。

(債務の履行の担保)

第 75 条の 3 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 接続に関し負担すべき金額について、過去 1 年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったことがあるとき
- (2) 第 72 条の 2 (期限の利益喪失) 第 1 項第 1 号から第 5 号又は第 9 号の規定に該当するとき
- (3) 直近の決算において債務超過であるとき
- (4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき
- (5) 第 48 条の 3 (情報の提出) 第 2 項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき
- (6) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき

2 前項の規定により接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の各号に定める額を合計した額（当社が計算して接続申込者に請求するものとします。）とします。

- (1) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の 4 ヶ月分に相当する額（接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社が判断した場合は減額するものとします。また、次号の規定によるものと重複する部分を除きます。）
- (2) 協定が消滅するとした場合に、第 66 条（網改造料の支払義務）第 3 項又は第 4 項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額（接続申込者からの網改造料の支払いに応じて減額するものとします。）

3 第 1 項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額（前項第 1 号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。）について、前払いを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。

4 第 1 項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅するとした場合において接続申込者が負担すべき費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続申込者の接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額を含み、第 2 項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。）に相当する額（当社が計算して接続申込者に請求するものとします。）について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。

5 第 1 項及び第 4 項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから 1 年間とします。この場合において、当社が、期間満了時にその接続申込者について、第 1 項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその接続申込者が、第 1 項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社がそのことを確認できたときに、その接続申込者は担保措置を要しないこととなるものとし、当社は預け入れられた預託金の返還等を行うものとします。ただし、期間満了時において、当社が、その接続申込者について、第 1 項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に 1 年間延長するものとし、以後の期間において同様に取り扱うものとします。

6 当社は、接続申込者に対して債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者にその理由を書面により通知するものとします。

7 当社は、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。



接続約款変更認可申請書

西相制第 230 号
平成19年 2月 19日

総務大臣
菅 義偉 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

もりした しゅんぞう

代表取締役社長 森下 俊三

登録の番号及び年月日

第234号 平成16年4月1日

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

(接続申込みの承諾)

第 22 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3 (様式) 様式第 13 の書面により承諾します。

- (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が、社団法人情報通信技術委員会 (以下「TTC」といいます。)) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)
- (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- (3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき (第 72 条の 2 (期限の利益喪失) 第 1 項第 1 号から第 5 号又は第 8 号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 75 条の 2 (預託金等) 及び第 97 条 (承諾の限界) において同じとします。)

(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

2～3 (略)

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 25 条 当社は、第 23 条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み (加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。) を承諾します (接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者 (協定事業者を含みます。以下この節において同じとします。)) に通知します。)

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

(接続用ソフトウェアの開発の承諾)

第 31 条 当社は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。

(守秘義務)

第 47 条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(接続申込みの承諾)

第 22 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3 (様式) 様式第 13 の書面により承諾します。

- (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が、社団法人情報通信技術委員会 (以下「TTC」といいます。)) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)
- (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- (3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき (第 75 条の 3 (債務の履行の担保) 第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 97 条 (承諾の限界) において同じとします。)

(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

2～3 (略)

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 25 条 当社は、第 23 条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み (加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。) を承諾します (接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。)

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

(接続用ソフトウェアの開発の承諾)

第 31 条 当社は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みに係る第 21 条 (接続申込み) に規定する接続申込みを当社が承諾しない場合を除き、その申込みを承諾します。

(守秘義務)

第 47 条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(6) (略)

(7) 第 75 条の 3 (債務の履行の担保) 第 1 項第 4 号に規定する信用評価機関に、第 48 条の 3 (情報の提出) の規定により接続申込者が当社に提出した情報を開示する場合

(8) (略)

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります。

区 別	期 間
(1) 接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第 47 条（守秘義務）又は第 51 条（維持責任）その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間

2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、接続の停止の 30 日前までに書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を協定事業者へ通知します。ただし、協定事業者の所在が不明（電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。）であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。

4 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が存在しなかった等専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであったときは、当社は協定事業者に対し、その接続の停止により発生した損害を賠償するものとします。

(情報の提出)

第 48 条の 3 当社は、接続申込者に対して、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるかを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。

2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1) 接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第 75 条の 2（債務の履行の担保に係る協議申入れ）に規定する協議により接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(3) 第 75 条の 3（債務の履行の担保）第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(4) 第 47 条（守秘義務）又は第 51 条（維持責任）その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間

2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の 30 日前までに、接続停止費用（接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）及び接続停止解除費用（接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）の概算額を接続の停止までに通知します。ただし、協定事業者の所在が不明（電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。）であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 協定事業者は、当社が第 1 項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。

4 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。

5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。

6 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が存在しなかった等専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであったときは、当社は協定事業者に対し、その接続の停止により発生した損害を賠償するものとします。

(工事又は手続き等の停止及び中止)

第 61 条の 2 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第 72 条の 2 (期限の利益喪失) 第 1 項第 1 号から第 5 号若しくは第 8 号に定める事由のいずれかが発生したとき(接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。)は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等(工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修、接続用ソフトウェアの開発、接続に必要な装置等の設置若しくは保守の請負又は接続に必要な装置等の設置に係る周辺設備等の設置若しくは改修をいいます。以下同じとします。)を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

2～4 (略)

5 第 60 条(接続の停止)第 4 項の規定は、第 1 項又は第 3 項の場合に準用します。

(期限の利益喪失)

第 72 条の 2 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第 4 号、第 6 号又は第 7 号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。)は、接続申込者は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

(1) (略)

(2) 接続申込者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3)～(7) (略)

(8) (略)

2 (略)

第 6 節の 2 預託金等

(預託金等)

第 75 条の 2 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

(工事又は手続き等の停止及び中止)

第 61 条の 2 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第 60 条(接続の停止)第 1 項の表中各欄のいずれかに該当するとき若しくは第 72 条の 2 (期限の利益喪失) 第 1 項第 1 号から第 5 号、第 8 号若しくは第 9 号に定める事由のいずれかが発生したとき(接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。)は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等(工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修、接続用ソフトウェアの開発、接続に必要な装置等の設置若しくは保守の請負又は接続に必要な装置等の設置に係る周辺設備等の設置若しくは改修をいいます。以下同じとします。)を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

2～4 (略)

5 第 60 条(接続の停止)第 6 項の規定は、第 1 項又は第 3 項の場合に準用します。

(期限の利益喪失)

第 72 条の 2 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第 4 号、第 6 号又は第 7 号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。)は、接続申込者は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

(1) (略)

(2) 接続申込者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3)～(7) (略)

(8) 接続申込者が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。

(9) (略)

2 (略)

第 6 節の 2 債務の履行の担保

(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)

第 75 条の 2 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

2 接続申込者が、前項に規定する協議の申入れに応じない場合又は前項に規定する協議により接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合(前項に規定する協議により接続申込者が当社に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。)は、当社は、接続申込者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等(当社が承認した者に限ります。以下同じとします。)の債務保証により、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内(次条第 2 項から第 4 項に規定する範囲を超えないものとします。)で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。

(債務の履行の担保)

第75条の3 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 接続に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったことがあるとき
- (2) 第72条の2(期限の利益喪失)第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき
- (3) 直近の決算において債務超過であるとき
- (4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき
- (5) 第48条の3(情報の提出)第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき
- (6) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき

2 前項の規定により接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の各号に定める額を合計した額(当社が計算して接続申込者に請求するものとします。)とします。

- (1) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額(接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社が判断した場合は減額するものとします。また、次号の規定によるものと重複する部分を除きます。)
- (2) 協定が消滅とした場合に、第66条(網改造料の支払義務)第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額(接続申込者からの網改造料の支払いに応じて減額するものとします。)

3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手續費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払いを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。

4 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅した場において接続申込者が負担すべき費用(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続申込者の接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額を含み、第2項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。)に相当する額(当社が計算して接続申込者に請求するものとします。)について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。

5 第1項及び第4項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから1年間とします。この場合において、当社が、期間満了時にその接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその接続申込者が、第1項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社がそのことを確認できたときに、その接続申込者は担保措置を要しないこととなるものとし、当社は預け入れられた預託金の返還等を行うものとします。ただし、期間満了時において、当社が、その接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の期間において同様に取り扱うものとします。

6 当社は、接続申込者に対して債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者にその理由を書面により通知するものとします。

7 当社は、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。